

閉鎖登記簿等の謄抄本のA4判化について (お知らせ)

現在、不動産登記及び商業・法人登記の閉鎖登記簿等の謄抄本（以下「登記簿謄抄本」という。）については、B4判二つ折りにしてお渡ししているところですが、各種証明書のA判化が進んでいることから、本年6月20日から登記簿謄抄本についてもA4判化（縮小して作成）をすることとしました（登記簿謄抄本の証明力は、従来のものと変わりません。）ので、お知らせします。

岡山地方法務局